

県土整備委員会会議記録

県土整備委員長 郷右近 浩

1 日時

平成25年12月5日（木曜日）
午前10時2分開会、午後1時22分散会
（うち休憩 午前11時57分～午後1時2分）

2 場所

第4委員会室

3 出席委員

郷右近浩委員長、佐々木茂光副委員長、工藤勝子委員、城内愛彦委員、大宮惇幸委員、
五日市王委員、及川幸子委員、高橋但馬委員、小野寺好委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

清川担当書記、今担当書記、小笠原併任書記、菊池併任書記

6 説明のため出席した者

県土整備部

佐藤県土整備部長、菅原副部長兼県土整備企画室長、蓮見道路都市担当技監、
及川河川港湾担当技監、佐藤県土整備企画室企画課長、
金田建設技術振興課総括課長、桐野建設技術振興課技術企画指導課長、
加藤道路建設課総括課長、細川道路環境課総括課長、八重樫河川課総括課長、
志田河川課河川開発課長、加藤砂防災課総括課長、横山都市計画課総括課長、
田村都市計画課まちづくり課長、伊藤下水環境課総括課長、
澤村建築住宅課総括課長、勝又建築住宅課住宅課長、伊藤建築住宅課営繕課長、
藤本港湾課総括課長、木嶋空港課総括課長

7 一般傍聴者

1名

8 会議に付した事件

(1) 議案審査

ア 議案第1号 平成25年度岩手県一般会計補正予算（第4号）

第2条第2表

第3条第3表中

1 追加中 17～19

2 変更中 2～3

- イ 議案第2号 平成25年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）
- ウ 議案第4号 県営住宅等条例の一部を改正する条例
- エ 議案第6号 長部川筋長部川水門土木工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- オ 議案第15号 大船渡港茶屋前地区港湾災害復旧（第2工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- カ 議案第16号 北上川上流流域下水道羽田幹線築造（管渠工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- キ 議案第17号 北上川上流流域下水道都南浄化センター汚泥焼却設備更新（機械設備）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ク 議案第19号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- ケ 議案第20号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- コ 議案第21号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- サ 議案第27号 県営住宅等の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- シ 議案第28号 県営特定公共賃貸住宅等の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- ス 議案第31号 胆沢ダムの建設に関する基本計画の変更についての意見に関し議決を求めることについて
- セ 議案第32号 一般国道281号（仮称）案内トンネル築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ソ 議案第33号 災害公営住宅（大船渡市上平地区）新築（建築）工事の請負契約締結に関し議決を求めることについて
- タ 議案第34号 災害公営住宅（大船渡市長谷堂地区）新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- チ 議案第35号 気仙川筋砂盛地区水門（機械設備）災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ツ 議案第36号 高田地区ほか水門（機械設備）災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

(2) その他

次回の委員会運営について

9 議事の内容

○郷右近浩委員長 ただいまから県土整備委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第1号平成25年度岩手県一般会

計補正予算（第4号）第2条第2表繰越明許費、第3条第3表債務負担行為補正中、1追加中17から19まで、2変更中2及び3、議案第2号平成25年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）、議案第27号県営住宅等の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、並びに議案第28号県営特定公共賃貸住宅等の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上4件は関連がありますので、一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○菅原副部長兼県土整備企画室長 それでは、私からは、議案第1号と議案第2号について御説明を申し上げます。議案（その1）の4ページをお開き願います。議案第1号平成25年度岩手県一般会計補正予算（第4号）中、県土整備部関係の予算について御説明を申し上げます。

4ページの第2表繰越明許費でございますが、第8款土木費の9事業22億3,795万円及び第11款災害復旧費の2事業25億9,704万5,000円、合わせて11事業48億3,499万5,000円について、翌年度に繰り越して使用しようとするものでございます。繰越明許費の補正につきましては、これまでは2月定例会に御提案させていただく場合が多かったわけですが、東日本大震災津波からの復旧、復興事業のうち、2月補正での措置では時期を失するものなどにつきましては、今回の補正予算で設定し、速やかに着手しようとするものでございます。

次に、5ページに参りまして、第3表債務負担行為補正でございます。1の追加のうち当部関係は、次の6ページの17指定管理者による花巻広域公園管理運営業務から、19指定管理者による県営住宅等及び県営特定公共賃貸住宅等管理運営業務までの3事業でございますが、当部関係の公の施設のうち指定管理者にその管理を委託するものについて、期間及び限度額を設定しようとするものでございます。

次に8ページに参りまして、2変更でございますが、2港湾高潮対策事業及び3河川等災害復旧事業の2事業につきまして、期間及び限度額を変更しようとするものでございます。

次に、当部所管の特別会計について御説明を申し上げます。10ページをお開き願います。議案第2号平成25年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

11ページに参りまして、第1表繰越明許費でございますが、港湾施設整備事業の11億4,700万円について、一般会計の繰越明許費と同様に、翌年度に繰り越して使用しようとするものでございます。

次に12ページに参りまして、第2表債務負担行為ですが、港湾施設整備事業について、工期が翌年度以降にわたりますことから、期間及び限度額を設定しようとするものでございます。

以上で補正予算関係の議案につきましての説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○**勝又住宅課長** 議案（その2）の25ページをお開き願います。議案第27号県営住宅等の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて及び議案第28号県営特定公共賃貸住宅等の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを、一括して御説明申し上げます。お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきますので、説明資料の35ページをお開き願います。

1 提案の趣旨であります。これは県営住宅等及び県営特定公共賃貸住宅等に係る管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、2 議決を求める内容ですが、県営住宅等及び県営特定公共賃貸住宅等の指定管理者について、一般財団法人岩手県建築住宅センターに指定しようとするものでございます。指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間でございます。

次に、3 指定管理者の選定の経過ですが、外部委員等7名から構成します県営住宅等指定管理者選定委員会を設置し、第1回選定委員会を7月17日に開催し、指定管理者の選定に係る基本方針や募集要項につきまして審議の上、決定したところでございます。決定した募集要項により、7月31日から8月30日まで公募を行い、8月6日には募集要項の説明会を実施し、応募期限の9月5日までは2団体の応募がございました。応募がありました申請内容について、県において申請要件を具備していることを確認した上で、県営住宅等指定管理者選定委員会委員へ、9月20日に、申請書類の採点依頼を行いました。その後、第2回選定委員会を10月28日に開催し、申請2団体のプレゼンテーション及び質疑を経た上で審査いただき、指定管理者候補者を決定したところでございます。

審査の結果、指定管理者候補者として決定した一般財団法人岩手県建築住宅センターは、今後建設される県営の災害公営住宅の管理を見据え、沿岸支所の設置を提案するなど、沿岸被災地に密着した業務執行が行われること、また、入居者サービス検討委員会の設置を提案するなど、居住者の生活をどうサポートするかということに重点を置いていることなどが、選定委員会において評価されたところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**郷右近浩委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**城内愛彦委員** 今回の指定管理者についての説明の件なのですが、岩手県建築住宅センターと、あともう1者は匿名を希望しており非公表ということなのですが、こういう形でいいということなのですね。普通は、常任委員会には名前が全て載ってくると思いますが、こういう形でも入札に参加できるということなのか、その辺も含めて説明をお願いします。

○**勝又住宅課長** こちらから対外的に積極的に公表する資料については、提案者が匿名を希望した場合には匿名にできるということになっております。ただ、完全に公開できないということではございませんので、今お答えしますと、〇〇〇〇〇〇という、ビル管理やマンション管理を行っている会社です。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第4号県営住宅等条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○勝又住宅課長 議案（その2）の2ページをお開き願います。議案第4号県営住宅等条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきますので、説明資料の1ページをお開き願います。

初めに、条例改正の趣旨ですが、県営宮町アパート等を設置しようとするものでございます。

次に、条例改正の内容について御説明いたします。県が設置し、管理する災害公営住宅として、条例別表において、宮古市の宮町、磯鷄、佐原第2の3アパートの名称及び所在地を規定することとしております。

次に、施行期日についてですが、規則に定める日から施行することとしております。これは、一般的に公の施設については、供用開始の日をもって施行日とすることとなっております。追って規則で定める日から施行することとしているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第6号長部川筋長部川水門土木工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題としたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫河川課総括課長 議案（その2）の4ページをお開き願います。議案第6号長部川筋長部川水門土木工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

長部川筋長部川水門土木工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、今回議会の議決を求めるものであります。お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきますので、説明資料の2ページをお開き願います。

工事名は、二級河川長部川筋長部川水門土木工事。工事場所は、陸前高田市気仙町地内。契約金額は13億4,784万円で請負率は99.95%。請負者は、株式会社奥村組・及常建設株式会社特定共同企業体。請負者の住所は資料に記載のとおりであります。

本工事は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波により被災した長部川に、津波対策の水門を新設する工事であります。工事日数は764日間で、平成25年度から平成27年度までの3年間の債務負担行為で行うものであります。なお、3ページに入札結果説明書、4ページに入札調書、5ページから9ページに入札公告を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○及川幸子委員 大変な被害だったと思いますが、当時のことを考えますと、これはもちろん自動化されたのですよね。その確認と、それから、13億円余の工事なのに応札が1者ということについての原因は何だとお考えでしょうか。

○八重樫河川課総括課長 水門の操作については、基本的に遠隔操作ということになっていきます。自動化と遠隔化とは意味がちよっと違っていて、遠隔操作は、離れたところから操作者が現地に行かずに行うものでございます。

それから、応札が1者である原因としては、これは想定ではございますが、やはり業者のほうで、技術者がいろんな工事を担当しておりまして不足しているという状況だと、そういうものが考えられるかと思っております。

○及川幸子委員 こういうことが随分あるのですけれども、これについて対策というのは考えられなかったのでしょうか。

○八重樫河川課総括課長 公告の後に、応札者が不在で入札取りやめとなった事例が公開されておりますので、そういった事例が発生していることは承知しております。WTO未満の工事にそういった現象が発生しております。WTO未満のものは、主に県内企業に受注していただく機会として発注してございましたけれども、なかなか応札いただけないということになりますと、例えば地域要件を拡大するとか、近傍の工事を一つの工事にしてロットを拡大し、再度公告をするとか、そういった対策も考えております。

○高橋但馬委員 この入札結果説明書にあります入札参加申請者数1者、その後の括弧書きなのですけれども、基本事項を満たした者1者ということなのですが、別の入札結果説明書だと入札参加資格を満たした者というふうになっています。この違いを教えてください。

○金田建設技術振興課総括課長 入札結果説明書の書きぶりが物によって違うのでございますけれども、基本的に入札参加申請を受け付けた時点で、上にあるこの入札参加資格をまずチェックいたします。例えば土木の特A級または土木A級で特定建設業の許可を持っているか、地域が合っているかということなどで、それらを満たした者を参加させます。それらを満たしていなければ、その時点で参加できませんという通知をいたしますという意味でございました。

今回は、申請者数1者で、満たしている者も1者ということで、その次の物も実は同じ意味でございまして、ちょっと表現が物によって違うのは適切でないと思いますので、今後気をつけたいと思います。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第15号大船渡港茶屋前地区港湾災害復旧（第2工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○藤本港湾課総括課長 議案（その2）の13ページをお開き願います。議案第15号大船渡港茶屋前地区港湾災害復旧（第2工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

大船渡港茶屋前地区港湾災害復旧（第2工区）工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により今回議会の議決を求めるものであります。お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきますので、説明資料の10ページをお開き願います。

工事名は、大船渡港茶屋前地区港湾災害復旧（23災149号）工事。工事場所は、大船渡市

大船渡町茶屋前地内。

本工事は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波により被災を受けた岸壁の災害復旧を行うもので、約70センチメートル沈下した岸壁をかさ上げするという工事内容で、主な工種は鋼矢板工200枚、杭頭部補強工30本、軽量盛土工1万288立方メートル。

平成24年12月12日に議決をいただいておりますが、災害査定後の詳細な土質調査の結果、当初想定よりも地盤条件が悪かったことから、岸壁前面の矢板長さの変更やかさ上げ工法の見直しが必要となり、2割以上——1億9,602万円ほどの増額となる見込みです。当初契約金額は7億3,185万円、請負率0.9214で、変更契約金額は9億2,787万円と、約26.8%の増額となります。請負者は株式会社佐藤組。住所は資料に記載のとおりであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木茂光副委員長 私もよくわからないのですが、矢板の長さがこの程度長くなったので変更したということなのですが、矢板というのは打つのでしょうか、どういった地盤の中にこの矢板がおさまるような形になるのでしょうか。

○藤本港湾課総括課長 近傍の地質データをもとにこの復旧工法を定めており、当初の想定では、地盤が砂質ということで計算しているのですが、土質調査の結果、実際には粘性土という非常に柔らかい土層が出てきたということで、矢板を深く、支持地盤の固いところまで入れないと、この構造自体が持たないということで、粘性土を通過して下の固い地盤まで届くよう、矢板の長さを長くしたということでございます。

○佐々木茂光副委員長 逆に言うと、砂だと、地震が来ると揺れて、また沈下するということはないのでしょうか。

○藤本港湾課総括課長 関東などでは、地震で揺られて液状化ということで問題になりましたけれども、大船渡港では、一部に若干そういったところが見られたということがございますが、総体的に極めて健全だということで、むしろ、今回の沈下というのは、地盤全体が沈下したということございまして、今後大きな地震があっても、その辺は大丈夫だと考えております。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定い

たしました。

次に、議案第16号北上川上流流域下水道羽田幹線築造（管渠工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○伊藤下水環境課総括課長 議案（その2）の14ページをお開き願います。議案第16号北上川上流流域下水道羽田幹線築造（管渠工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることにつきまして御説明申し上げます。

北上川上流流域下水道羽田幹線築造（管渠工）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきますので、説明資料の12ページをお開き願います。

工事名は、北上川上流流域下水道羽田幹線築造1－2工区（管渠工）工事。工事場所は、奥州市水沢区羽田町地内。契約金額は税込みで6億4,692万円、請負率は91.74%。請負者は、株式会社フジタ・株式会社佐々木組特定共同企業体。請負者の住所は、資料に記載のとおりでございます。

本工事は、奥州市水沢区羽田町地区の汚水を新たな処理区域として取り込みまして、水沢浄化センターで処理するため、北上川の川底を横断しまして汚水管を布設しようとしているものであります。工期は620日間でございます。平成25年度から平成27年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。なお、13ページに入札結果説明書、14ページに入札調書、15ページから19ページまで一般競争入札公告を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第17号北上川上流流域下水道都南浄化センター汚泥焼却設備更新（機械設備）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提

案理由の説明を求めます。

○伊藤下水環境課総括課長 議案（その2）の15ページをお開き願います。議案第17号北上川上流流域下水道都南浄化センター汚泥焼却設備更新（機械設備）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて説明申し上げます。

北上川上流流域下水道都南浄化センター汚泥焼却設備更新（機械設備）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきますので、説明資料の20ページをお開き願います。

工事名は、北上川上流流域下水道都南浄化センター1号汚泥焼却設備更新（機械設備）工事。工事場所は、盛岡市東見前地内でございます。契約金額は11億8,260万円で、請負率は88.34%。請負者は、株式会社神鋼環境ソリューション。請負者の住所は、資料に記載のとおりでございます。

本工事は、都南浄化センターの汚水処理の過程で発生する汚泥を焼却処理するための焼却炉等について、既存の施設が、平成4年の供用開始から20年以上経過し、設備の老朽化が著しいことに加えまして、温室効果ガス削減のための高温焼却化が必要でありますことから、平成24年に策定いたしました長寿命化計画に基づき、機械設備の更新を行おうとするものであります。工期は、平成28年3月15日までで、平成25年度から平成27年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。なお、21ページに入札結果説明書、22ページに入札調書、23ページから27ページに一般競争入札公告を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第19号財産の取得に関し議決を求めることについて、議案第20号財産の取得に関し議決を求めることについて及び議案第21号財産の取得に関し議決を求めることについて、以上3件を一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○**勝又住宅課長** 議案（その2）の17ページをお開き願います。議案第19号から議案第21号の財産の取得に関し議決を求めることについて御説明を申し上げます。

17ページから19ページの議案3件は、いずれも財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。お手元に配付しております議案説明資料により一括して説明させていただきますので、説明資料の28ページをお開き願います。

敷地提案型買取事業の概要についてですが、事業者が敷地と基本計画を提案し、プロポーザルにより県が業者を選定した後、選定事業者が設計、施工をあわせて行います。県は用地を購入し、完成後の住宅を買い取るものでございます。業者選定の後、基本協定を締結した後、財産取得の議決をいただくこととしております。選定及び発注の手順等については資料のとおりとなっております。

3の取得する財産の概要についてですが、提案議案の3件を表にまとめてあります。所在地については表に記載のとおりです。取得予定価格は土地を除いた建物の価格ですが、宮古市西町二丁目は8億3,530万8,720円以内、宮古市鴨崎町は5億3,707万円以内、宮古市実田二丁目は4億5,284万円以内でございます。ここで、以内とありますのは、県が積算した額と事業者の提案価格との低い方の価格を最終的な契約額として事業者募集を行っているためであり、記載している金額は事業者の提案価格でございます。事業者につきましては記載のとおりです。

計画の概要については、西町は鉄筋コンクリート造5階建て30戸、鴨崎町は鉄骨造3階建て20戸、実田は鉄骨造3階建て17戸となっております。また、附属施設として、それぞれ集会所、物置、ごみ置き場、自転車置き場、駐車場を整備いたします。

4の取得の方法ですが、買入れとしており、取得額は国が定める補助限度額を上限とし、事業者の提案価格と最終的に県が積算した額のいずれか低い金額となります。

5の事業のスケジュールは記載のとおりですが、引き渡し予定は、西町が平成27年5月、鴨崎町は平成27年9月、実田は平成27年7月でございます。このため建物の実際の売買契約は平成27年度となります。

6の選定までの経緯でございます。平成25年7月に募集要項等を公表し、提案受付期間は平成25年8月6日から10月7日までとし、10月29日の審査委員会を経て、事業者の決定、公表を行ったところです。

7の審査委員会での評価結果は記載のとおりです。受け付け時点では4件の提案がございましたが、1件辞退があり、3グループの提案を審査し、失格となる評価項目がないことから、3提案を選定いたしました。事業箇所の位置図及び配置図は、資料に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**郷右近浩委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**城内愛彦委員** この3件についてなのですけれども、3階建てということですが、エレ

ベーターがつくのかどうか確認したいと思います。

○勝又住宅課長 3階建てのものはエレベーターがつくことになります。

○城内愛彦委員 先ほどの説明では土地抜きということでしたけれども、今後底地の土地はどのような形になっていくのかをお伺いしたいなと思います。

○勝又住宅課長 土地につきましては、造成が完了した後、不動産鑑定を行いまして、その鑑定価格で購入することになります。

○高橋但馬委員 今回敷地提案型買取方式というものを採用しているのですけれども、これで事業が決定したのは過去にどれくらいか、実績があるのであればお知らせください。

○勝又住宅課長 過去には宮古市で1回、ことしの2月に行っておりまして、その際には3団地100戸が採用されております。

○高橋但馬委員 今回は2回目ということですか。

○勝又住宅課長 はい。

○佐々木茂光副委員長 近ごろは災害公営住宅に入居するのではなく自力で再建するとか、住宅の再建がおくれているとかといった動きが見えたりしています。これからの災害公営住宅は意向調査などで進められているというお話を聞くのですけれども、平成27年度に完成するということになると、入居状況はどのようになっていますか。

○勝又住宅課長 今回の宮古市の中心市街地、河南、磯鶏地区については、宮古市と協議の上、宮古市の意向調査の結果を踏まえた数字となっております。仮に将来的に希望者が減ってきたとしても、この土地については比較的便のいい場所にありますので、入居者は恐らく十分確保できるのではないかと考えております。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第31号胆沢ダムの建設に関する基本計画の変更についての意見に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○志田河川開発課長 議案（その2）の29ページをお開き願います。議案第31号胆沢ダムの建設に関する基本計画の変更についての意見に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

30ページに記載のとおり、国土交通大臣から胆沢ダムの建設に関する基本計画の変更について意見を求められたので、次のとおり意見を述べるため、特定多目的ダム法第4条第4項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。異議がないとして国土交通大臣に意見を述べようとするものであり、それがこの議案を提出する理由であります。基本計画の変更の内容については、お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきますので、説明資料の38ページをお開き願います。

基本計画は、国土交通大臣が多目的ダムを新築するため、建設の目的、事業費及び工期等についてまとめたものでございますが、今回試験湛水が終了し、事業費等がほぼ確定的となったことから変更しようとするものでございます。

変更の内容は、2の表に記載しておりますとおり7項目ございまして、1点目の洪水調節については、国が策定した北上川河川整備基本方針との整合を図るため、ダム地点の計画高水流量を毎秒2,100立方メートルから毎秒2,250立方メートルに、同じく洪水調節量を毎秒1,830立方メートルから毎秒2,210立方メートルに変更しようとするものがあります。

2点目の水道事業者については、奥州市と金ケ崎町との清掃及び消防の行政事務組合の統合に伴い、胆江広域水道企業団から奥州金ケ崎行政事務組合に名称変更するものです。

3点目の発電については、電源開発株式会社が建設する胆沢第一発電所の発電型式を、ダム水路式からダム式へ変更することにより、最大出力を1万7,700キロワットから1万4,200キロワットに変更するもので、39ページの上段に平面図で示してございます。

4点目の位置については、市町村合併に伴い、胆沢郡胆沢町若柳から奥州市胆沢区若柳に名称変更をするものです。

5点目の規模については、必要な強度の基礎岩盤が5メートル浅い位置で確認されたことから、堤高を132メートルから127メートルに変更するものであり、39ページ下段に横断面図で示してございまして、事業費縮減の一つの理由ともなっております。

6点目のかんがいについては、取水期間及び期別取水量を変更するもので、40ページ上段に表で示しており、主には代かきの開始時期を、5月1日から10日早めて4月21日とするものです。

7点目の建設に要する費用の概算額については、コスト縮減や調査、設計による精度向上等に伴い、約2,440億円から約2,360億円に、約80億円縮減しようとするもので、規模による縮減のほか、40ページ中段には付替市道のルート短縮となった平面図を示しております。下段には根拠法令の抜粋を、41ページには事業の概要をお示ししております。

38ページに戻っていただきまして、3の知事の意見については、これらの変更について費用の概算額が縮減されており、工期については計画どおりであることから、異議がないとしようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木茂光副委員長 このダムは、かんがいの用水でもあるということなのですが、水

を供給する流域面積というのはどのぐらいなのでしょう。この間、ダム of 竣工式に参加させていただきまして、胆沢平野などの面積がかなりあるかと思うのですが、どのぐらいの面積でしょうか。

○志田河川開発課長 かんがいの面積につきましては、9,700ヘクタールということでございます。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第32号一般国道281号（仮称）案内トンネル築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤道路建設課総括課長 議案（その3）の1ページをお開き願います。議案第32号一般国道281号（仮称）案内トンネル築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

一般国道281号（仮称）案内トンネル築造工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により今回議会の議決を求めるものでございます。お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきますので、説明資料の42ページをお開き願います。

工事名は、一般国道281号（仮称）案内トンネル築造工事。工事場所は、久慈市山形町川井地内。契約金額は24億1,077万6,000円で、請負率は89.23%。請負者は、株式会社竹中土木・株式会社福田組・矢作建設工業株式会社特定共同企業体。請負者の住所は資料に記載のとおりでございます。

この工事は、復興支援道路として位置づけております国道281号の案内地区の隘路区間を解消し、安全で円滑な交通を確保するため、全体事業延長2,080メートルのうち1,150メートルのトンネルを築造するものでございます。工期は887日間で、平成25年度から平成28年度までの4年間の債務負担行為により行うものでございます。なお、43ページ及び44ページに入札結果説明書、45ページに入札調書、46ページから50ページに入札公告を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○及川幸子委員 応札が大変少ない中で、この案件はかなり応札が多いと思いますが、その中で、無効も随分多いようですけれども、この原因というのは何だったのでしょうか。

○加藤道路建設課総括課長 調査基準価格を設定してございまして、その価格を下回った入札に関しましては、施工体制を確認させていただきますということで、さまざまな資料の提出を求めています。例えば、下請はどこを使いますか、資材はどのような調達になっていますか、というような書類を急いで出してくださいという求めになるのですけれども、ちょっとお出しできません、というようなことで辞退の申し出があると、結果的に無効として扱われるということになります。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって本案は、原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第33号災害公営住宅（大船渡市上平地区）新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○伊藤営繕課長 議案（その3）の2ページをお開き願います。議案第33号災害公営住宅（大船渡市上平地区）新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

災害公営住宅（大船渡市上平地区）新築（建築）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきますので、説明資料の51ページをお開き願います。

工事名は、災害公営住宅（大船渡市上平地区）新築（建築）工事。工事場所は、大船渡市大船渡町地内で説明資料の位置図に示しているとおりでございます。契約金額は税込みで9億9,003万4,920円、請負率は99.99%でございます。請負者は日本住宅株式会社。請負者の住所は資料に記載のとおりでございます。

本工事は、工事概要に記載しておりますとおり、災害公営住宅65戸、鉄筋コンクリート

造7階建の共同住宅を建設するとともに、敷地造成及び駐車場整備などの外構工事を行うものでございます。建築後は、県営住宅として岩手県が管理することとなっております。工期は契約締結の翌日から510日間、平成25年度から平成27年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。

52ページに配置図を添付しております。斜線のある住棟部分が今回整備されます建物の位置となります。なお、53ページに入札結果説明書、54ページに入札調書を添付しております。今回は1者の入札参加で落札となっております。55ページから59ページには一般競争入札公告を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦委員 前回の県土整備委員会のお伺いしたのですけれども、特に大船渡地区で、工事関係者の方々の宿泊先は確保されているのかどうかという部分です。落札率が99.99%という高い数字なのですけれども、そういうことも鑑みてどうなのかということをお伺いしたいと思います。

○伊藤宮繕課長 宿泊施設の確保につきましては、入札公告の段階で想定している工事については条件としてつけているところですが、今回の大船渡地区の工事につきましては、公告の段階ではそれは付しておりません。ただ、労働者の確保等のため、例えば宿泊に要する経費等々の工事中に発生した経費につきましては、その後の変更契約対象ということで、変更ができることになっておりますので、そういった形で対応していきたいと思えます。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第34号災害公営住宅（大船渡市長谷堂地区）新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○伊藤宮繕課長 議案（その3）の3ページをお開き願います。議案第34号災害公営住宅（大船渡市長谷堂地区）新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることにつ

いて御説明申し上げます。

災害公営住宅（大船渡市長谷堂地区）新築（建築）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきますので、説明資料の60ページをお開き願います。

工事名は、災害公営住宅（大船渡市長谷堂地区）新築（建築）工事。工事場所は、大船渡市猪川町地内で、説明資料の位置図に示しているとおりでございます。契約金額は税込みで9億6,433万920円、請負率は99.99%。請負者は日本住宅株式会社。請負者の住所は資料に記載のとおりでございます。

本工事は、工事概要に記載しておりますとおり、災害公営住宅53戸を整備するもので、鉄筋コンクリート造3階建ての共同住宅2棟を新設するとともに、敷地造成及び駐車場整備などの外構工事を行うものでございます。集会所については、敷地の広さの関係で、住棟内に組み込んで整備する計画となっております。事業完了後は、市営住宅として大船渡市に移管することとなっております。工事日数は契約締結の翌日から450日間で、平成25年度から平成26年度までの2年間の債務負担行為で行うものでございます。

61ページに配置図を添付しております。1号棟及び2号棟と記載している部分が、今回整備されます建物の位置をあらわしております。なお、62ページに入札結果説明書、63ページに入札調書を添付しております。今回入札参加予定者が2者おりましたが、1者が入札に参加しなかったことから、未受領の扱いとなっております。残り1者の方が落札という状況でございます。64ページから68ページに一般競争入札公告を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○及川幸子委員 先ほどの大船渡市の案件と今の案件ですが、同じ業者ですね。それも請負率が99.99%で、まさにこんな偶然があるのかと思われるくらいです。技術者が大変不足している中で、工事の工期も大体同じですが、どういう状況なのか、大丈夫なのかをお聞きしたいと思います。

○伊藤宮繕課長 落札後に、落札業者に対して聞き取りを行わせていただきました。その内容ですが、現段階では、資材あるいは労働者の確保を含めて、今回設定しました工期内、それから予定価格の範囲内で十分施工が可能ということで、業者のほうで判断されたということでございます。企業の施工能力、配置予定技術者の要件を満たしているということですので、施工可能ということで判断したところでございます。

○及川幸子委員 可能という見きわめかと思いますが、今後において大変な工事だと思いますので、その辺のところは十分に注視しながらやっていただきたいと思います。

○工藤勝子委員 65戸と53戸ということでございますけれども、この入居者の募集はいつ

から始めるのかというところをお聞きしたいと思います。

○**勝又住宅課長** 募集につきましては、完成の4カ月ぐらい前を目途に行いたいと思っております。

○**工藤勝子委員** 大船渡地区でアンケートなどを行ったときに、この災害公営住宅に入居したいと希望している世帯数はどのくらいあったのですか。

○**勝又住宅課長** 大船渡市が行った最新の調査ですと、520世帯が災害公営住宅に入居したいと答えています。ただ大船渡市全体では、今計画戸数が800戸ありますので、そこについては、そのアンケートの回収率が低かったものですから、その分を補正して、今全体としては800戸あるということです。ただ、今空き住戸が発生しているところもありますので、そこについては大船渡市とよく相談しながら、空きが出ないようにやっていきたいと思っています。

○**郷右近浩委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**郷右近浩委員長** ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**郷右近浩委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**郷右近浩委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第35号気仙川筋砂盛地区水門（機械設備）災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○**八重樫河川課総括課長** 議案（その3）の4ページをお開き願います。議案第35号気仙川筋砂盛地区水門（機械設備）災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

気仙川筋砂盛地区水門（機械設備）災害復旧工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、今回議会の議決を求めるものであります。お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきますので、説明資料の69ページをお開き願います。

工事名は、二級河川気仙川筋砂盛地区河川災害復旧（23災589号）水門設備工事。工事場所は、陸前高田市気仙町地内。契約金額は42億3,738万円で、請負率は88.43%。請負者は、株式会社IHIインフラシステム・豊国工業株式会社特定共同企業体。請負者の住所は資料に記載のとおりであります。

本工事は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波により被災した気仙川において新設する津波対策水門扉の製作、据付工事及び電気工事であります。工期は平成29年7月31日までで、平成25年度から平成29年度までの5年間の債務負担行為であります。なお、70ページに入札結果説明書、71ページに入札調書、72ページから76ページに入札公告を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第36号高田地区ほか水門（機械設備）災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫河川課総括課長 議案（その3）の5ページをお開き願います。議案第36号高田地区ほか水門（機械設備）災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。高田地区ほか水門（機械設備）災害復旧工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、今回議会の議決を求めるものであります。お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきますので、説明資料の77ページをお開き願います。

工事名は、高田地区ほか海岸災害復旧（23災523号及び592号）水門設備工事。工事場所は、陸前高田市高田町及び米崎町地内。契約金額は4億6,386万円で、請負率は88.33%。請負者は北日本機械株式会社。

本工事は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波により被災した津波対策水門の災害復旧として、陸前高田市の高田地区海岸の浜田川水門及び勝木田地区海岸の金浜水門の水門扉の製作、据付工事及び電気設備工事を行うものです。本工事は技術者不足を考慮し、近傍2地区の工事を合冊発注しております。なお、工期は平成28年3月15日までで、平成25年度から平成27年度までの3年間の債務負担行為であります。なお、78ページから79ページに入札結果説明書、80ページに入札調書、81ページから86ページに入札公告を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋但馬委員 入札調書の価格評価点というものについてお伺いします。調査基準価格が4億4,054万2,792円となって、失格基準価格が4億1,851万5,652円と書いてあるのですが、この価格評価点は高ければ高いほどいいのですか。

○八重樫河川課総括課長 ただいまのお話の80ページの入札調書の中の価格評価点④、この点数が高いと入札額が低いということで、県にとって経済的なメリットがある、という評価になっております。

○高橋但馬委員 特に調査基準や失格基準とかかわりがある数値ではないということですか。

○八重樫河川課総括課長 入札額そのものが計算式に反映されますので、失格基準、調査基準には特に関係していません。

○城内愛彦委員 この入札は了としたいと思いますが、これから出るだろう水門関係の工事の数を考えると、業者の数がどうなのか、ということが心配されます。この入札ではたくさん応札しているようですが、その辺のお考えはどのようなのでしょうか。

○八重樫河川課総括課長 委員おっしゃるとおり、これから機械設備工事が10件以上――20件とか、そういうオーダーで出てまいります。基本的に、入札のときに応札者が10者いる場合だとまず県内、といった地域要件がありますが、機械設備工事の場合は県内で10者そろふことがないということで、自動的に全国が対象になります。そうすると、資格者は、まだ全国に相当数存すると考えてございます。

○城内愛彦委員 宮城県や福島県も、多分こういう形のものをつくるだろうと考えますと、もう少し時間がたってくると、少し高くなっていくということも想定される中で、予算立ても大変だろうとは思いますが、その辺は予測の範疇に入っているのでしょうか。

○八重樫河川課総括課長 先ほどの御質問にもあったように、技術者の数等は限られているかと思えます。発注公告のときに、企業の実績要件や、張りつける主任技術者の施工実績要件がありますが、こちらのほうも応札の状況を見て、かなり柔軟に考えていかなければならない時期がくるのかなと考えてございます。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、県土整備部関係の付託案件の審査を終わります。この際、県土整備部から、平成25年度の大雨による洪水の状況と対策について発言を求められておりますので、これを許します。

○八重樫河川課総括課長 平成25年度の大雨による洪水の状況と対策について、お手元に配付しております資料により御説明させていただきます。

本日説明させていただく内容は、7月と8月に発生した洪水についてでございます。9月に発生した台風18号による洪水につきましては、現在鋭意対策の検討を進めているところであり、対策が定まり次第、適宜御説明させていただきたいと考えておりますので、御了承をお願いいたします。

資料の1ページからは、7月26日の洪水についてであります。2ページをお開きください。まず、砂鉄川の被害状況についてであります。近接の雨量観測所において116ミリの総雨量が観測されておりますが、特に16時から19時の3時間には、94ミリという非常に強い雨となっております。水位については、妻神水位観測所において、6.95メートルの水位が観測されております。被害状況は、東山町松川地区において、床上64戸、床下23戸に浸水被害が発生しております。

3ページでございます。被災は、短時間に非常に強い雨が降ったことにより、水位が急激に上昇したこと、過去の中小洪水により部分的に土砂が堆積し、立ち木の繁茂などにより流下能力が低下し、洪水の水位が高くなったこと、これらのことが夕刻から夜間にかけて生じており、水門管理など想定した対応がとれない状況になっていたことなどが、原因となったものであります。

4ページでございます。砂鉄川における対策についてであります。まず治水施設整備事業及び災害対策等緊急事業推進費により、立ち木の伐採と河道掘削を実施し、流下能力を確保しようとするものであります。また、照明の設置や待機場の確保、進入路の改築等により、確実に水門操作ができるよう整備しようとするものであります。さらに、住民の避難等がより確実に行えるように、水防警報河川等の指定を行うものであります。資料には、松川地区における流下能力の確保や流況改善のための河道掘削の概念図を記しております。

5ページであります。矢作川、大股川の被害状況であります。流域においては、16時から21時の5時間で174ミリという強い降雨が観測されており、この雨により矢作川などが増水し、矢作川沿川で床上2戸、床下4戸、大股川沿川で床下1戸の浸水被害が発生しております。対策については、気仙川、大股川においては、速やかに計画的な河川改修を実施してまいります。矢作川においては、災害復旧事業による施設復旧及び河道掘削や築堤による流下能力の向上を図っていくこととしております。

次に6ページからであります。8月9日の洪水についてであります。

7ページをお開きください。岩崎川、芋沢川、太田川についての被害状況であります。近接の雨量観測所において、9時から15時の6時間で201ミリ、1時間の最大雨量が65ミリという非常に強い雨となっております。水位については、北矢幅水位観測所において2.05メートルが観測されております。被害状況は、資料の平面図中、矢幅駅周辺の区域等において、床上97戸、床下316戸に浸水被害が発生しております。

8ページでございます。被災は、短時間に非常に強い雨が降ったことにより、流量が増大し、水位が急激に上昇したこと、洪水流量に対して、現況河道断面が小さかったこと、岩崎川においては、橋梁部に流木等が詰まり、流下河道断面が阻害されたことなどが原因となったものであります。

続いて9ページであります。岩崎川等における対策の概要であります。まず、現在事業中の広域河川改修事業区間を上流に延伸し、未改修である河道の掘削や築堤、護岸整備、橋梁改築により、所定の流下能力を確保すること、また、事業区間より上流沿川の倒木の除去、立ち木の伐採や災害復旧による河岸の安定化を行い、立ち木等の流出を防ぐことなどにより、被害原因の解消を図っていくものであります。

次に10ページであります。雫石川の被害状況であります。近接の雨量観測所において、7時から16時の9時間で340ミリ、1時間の最大雨量が88ミリという非常に強い雨となっております。水位については春木場水位観測所において4.33メートルが観測されております。被害状況は資料の平面図のとおり、床上1戸、床下6戸に浸水被害が発生しております。

11ページでございます。被災は短時間に非常に強い雨が降ったことにより、流量が増大し、水位が急激に上昇したこと、上流からの決壊土砂による河道埋塞が生じ、河道断面が阻害されたことが原因となったものであります。

続いて12ページであります。対策についてであります。災害復旧事業及び災害復旧関連事業により河道掘削、築堤、護岸整備を行い、今回と同程度の洪水に対する流下能力を確保し、家屋の浸水の被害の解消を図っていくものであります。

以上で今年の7月と8月の洪水に関する説明を終わります。

○郷右近浩委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○工藤勝子委員 3点についてお伺いいたします。

最初は地元のことでありますけれども、一般国道340号立丸峠の関係であります。それに入ります前の土淵バイパス道路が今月全線開通するというものでありまして、非常にすばらしい道路がつくられました。心から感謝を申し上げます。

その奥に立丸トンネルがあるわけですが、今、川井側から工事に入っているという状況もありますが、今後5年間という計画の中で、遠野側からの工事にはいつごろ着手するのか。また、環境調査を行っていたはずでございますが、その結果はどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○加藤道路建設課総括課長 一般国道340号立丸峠の遠野側の進捗状況ということでござ

います。

立丸峠は、宮古側に小峠、遠野側に大峠、その中間に新田工区という一部屈曲部を解消する工区を持っております。委員御指摘のとおり、小峠工区につきましては、先月11月26日にトンネル築造工事を公告しまして、現在入札手続を進めているところでございます。遠野側につきましては、今、国有保安林の解除手続と、民地の用地買収等を進めております。大峠側にもトンネルが計画されておりますけれども、トンネルにつきましては、来年度発注できるよう進めてまいりたいと考えております。

環境調査の詳細につきましては、今調べますのでお時間を頂戴いたします。

○工藤勝子委員 ありがとうございます。国有保安林の解除手続きというのは、すごく時間がかかるという情報といますか、前にも遠野市であったのですが、これは大丈夫なのでしょうか。

○加藤道路建設課総括課長 今、県南広域振興局土木部遠野土木センターがやっておりますところを伺いますと、森林管理所に来ていらっしゃる方が、中央でそういう実務に携わっていた方で、非常に詳しいということで、いろいろ丁寧に御指導をいただいております。今事前審査の最終段階をチェックいただいているとのこと。もうじき、できれば年内には本申請をお出ししたい、というスケジュールで進んでおります。

本申請をお出ししたら、いつ解除になるかというのは、なかなかお答えはいただけないのですけれども、一緒にやっているコンサルタントからの情報によりますと、きちんと事前審査をクリアできれば、だいたい半年ぐらいをめどに解除になるのではないかと言われておりますので、我々もそのように期待しているところでございます。

○工藤勝子委員 宮古側、遠野側、悲願のトンネル化でもありました。5年という計画が出されまして、皆さんからは5年でできるのですかという話がありまして、でも、みんなが期待している道路でもありますので、ぜひそれに向けて、保安林の解除手続きや用地買収などを着々と進めていただければと思っております。

次に、私たちは、本音で語ろう県議会というものを開催いたしました。11月半ばに開催した5町村の中の1カ所が住田町でありましたけれども、住田町からどういう話が出されたかといいますと、保健福祉関係の話も出されましたけれども、津付ダムの話が出てまいりました。これは、気仙川全体の治水対策の中で、ダムと河川改修とをあわせて70分の1という治水安全度を引き上げるために、ダム工事を進め、付替道路等も建設してきたはずであります。ところが、県土整備部から、急にダム建設を中止するという話が出たと。そして、その原因は何かというと、私も一部聞いたのですけれども、東日本大震災津波によって陸前高田市が非常に大きな被害を受けて、水門や河川の改修等が大幅に行われ、気仙川から流れていった水がはけやすくなるので、結果住田町には災害が起きにくい状況になる、という説明だったという話であります。しかし、それだけでは、陸前高田市は安全かもしれないけれども、ことしもいろんなところで大雨が降って、先ほどの、大雨による洪水対策の中に大股川の被害もあったわけですが、住田町の人たちの生命、財産はどうでも

いいのかという話を、本音で語ろう県議会の中で言われたわけであります。

あなた方はどういう議論をされているのですかと。ここは絶対やらなければならないのだという県の方針で進んできたはずでありますけれども、その辺のところをどういう形で、住民に対して納得のいく説明をするのかという話であります。その中には、先ほど話されましたいろんな課題——今度は治水安全度が30分の1に下げられるという問題もございます。さらには、せっかく付替道路をつくって、そこでやめてしまうのかと。付替道路ほどの程度進捗しているかということも今お聞きしたいと思っておりますし、今後どのように住民説明を進めていくのか。それから、大規模事業評価専門委員会にかけていると思いますが、委員会ではどのような話をされているのかお伺いいたします。

○志田河川開発課長 津付ダムにつきましては、今回の大震災津波が起きまして、気仙川全体で検討したところ、ダムプラス河川改修よりは河川改修単独のほうが優位であるということで、今回諮問したところでございます。水門や堤防ができることによって水が流れやすくなるということではなく、必要などころには築堤なり河道掘削なりをやる必要があると考えております。住田町につきましても、陸前高田市につきましても、これから河川改修で築堤なり、河川改修なりをやっていきたいと考えているところでございます。付替道路につきましては、95%ぐらいできておりまして、来年供用開始という予定にしております。

それから、大規模事業評価専門委員会でございますけれども、11月18日に、津付ダムにつきましては3回目の審議をやっておりまして、まだ継続審議中でございます。現在の課題につきましては、治水安全度の話、河川改修の具体的な計画やスケジュールを示さないと地元は納得できないという話、それから、用地につきましては買収済みでございますが、その買収済みの用地を今後どうしていくのかということとなっております。これらにつきましては、住田町と協議しながら進めていきたいと考えてございます。次の審議の予定は来年1月になりますけれども、答申などの結果につきましては、大規模事業評価専門委員の判断ということになりますので、これからの状況次第ということになるものでございます。

○加藤道路建設課総括課長 先ほどの立丸峠に関する御質問にお答えできなかった部分についてお答えさせていただきます。環境調査のほうですけれども、オオタカやノスリ等の猛禽類が確認されております。環境の委員の先生方に御指導いただいております。モニタリングをしながら工事を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○志田河川開発課長 河川改修の治水安全度についてでございますけれども、当面30分の1で河川改修をやっていくということで、この間、7月にも町道などで浸水被害が起きました。30分の1程度であれば、近年の被害は防げるということで、まず30分の1の河川改修を急いでやっていくということでございます。ダムで治水安全度70分の1と今まで説明してきましたとおり、最終目標は治水安全度を70分の1に高めていくということで変わりがありません。

○**工藤勝子委員** 振り返ってみますと、津付ダムを建設するといつて付替道路をつくり始めた当初に私たちは入ってきたわけですが、そのときに河川課の課長——県土整備部長になったのですけれども、あの方が、ある一部の議員がこのダム建設に非常に反対した中で、ダムをつくらなければだめなのだという話を、熱い思いですずっと通してきたわけです。そういう40年の歴史が、この津付ダムにはあるわけです。先祖伝来の土地を手放して移築した人たちもあるわけです。その人たちの思いというものを、県は重く受けとめなければいけないと思っていますのです。ですから、もうちょっと丁寧に、やめるならやめるなりに、もっと地元の住民の人たちの意思を聞きながらやっていかないと、このような形で急に出されると、なぜなのだ、俺たちの思いはどうなのだというように、はけ口が大きくなったからというだけでは納得しないわけです。県は今後どのように、納得のいく説明を進めていくところですか。

それから、気仙川というのは皆さんも御存じのとおり、アユを初めとする川の資源が非常に豊富なところ。都会からも多くの釣り人たちが来るので、河川改修をする時期が、1年間の中で本当に限られてくるのではないかと思うのです。そうすると、河川改修は、この先何十年続かわからないと思いますが、それでよろしいですか。それよりは、本音で語ろう県議会でも言ったのですけれども、県が一旦つくろうと言ったものは、少し時間はかかっても、上流で水をとめると、そして住田町の安全、生命、財産を一緒に守っていくのだという方向に、本当は大規模事業評価専門委員会が、こういう形で工事を評価しながら答えを出してくることを私は望んでいるのですけれども、どのような形で納得のいく説明をするのか、もう一度伺いたします。

○**志田河川開発課長** 住民説明会につきましては、9月24日に1回やりまして、今後さらに説明をしていきたいと思っておりますが、日程等につきましては今のところまだ詰めておらない状況でございます。

我々は、河川改修でやるのが最も有利であると思っております、そういうことで諮問させていただいたところでございます。

河川改修の場合は、工期的に非常に制約があるという御指摘でございますが、それにつきましては全くそのとおりでございます、アユやサケなどの遡上がありますので、川の工事そのものは、冬といいますか、3カ月間ぐらいは工事ができるだろうと踏んでおります。河道内の工事につきましては、アユやサケの時期を外してやることとなりますけれども、築堤工事など、川以外の陸上の工事につきましては、河川の生物にとらわれることなくできますので、今のところ、30分の1の河川改修を10年ぐらいで終わらせたいと思っておりますし、そういう説明をしてきてございます。

○**工藤勝子委員** 県土整備部長にもう一度お聞きいたします。やはり根本的には予算ですか。国からの予算が大幅に削減されるとか、県の予算が厳しくなったとか、陸前高田市の河川が改修されて、そのはけ口が大きくなったという理由だけではなくて、そういう面もあるのですか。県土整備部が、あれほど河川改修プラスダムでやると言い続けてきたのは

どこにいつてしまったのですか。その辺のところをお聞きしたいと思います。

○佐藤県土整備部長 私自身も、津付ダムには、直接、間接に非常に長い期間かかわらせていただいております。平成3年から平成9年までは河川課にいました。また平成15年、平成16年は、大船渡地方振興局土木部で気仙川の説明会を数十回、現地でやらせていただいております。平成19年は河川開発課長、平成20年と平成21年は河川課総括課長ということで、これまで見直しや反対の話もさまざま伺いながら、私自身も必要性についてはしっかりと確信しながら、御説明をしてきたという思いでおります。

今回、県は、中止という形で評価委員会あるいは地元で御説明をさせていただいているのですけれども、これまで進めてきたことを思えば、私自身も非常に残念な思いがあります。そういう中で、なぜやめようとするのかということについてでございますけれども、治水対策にはさまざまな手法がありますけれども、基本的には、何がその地域にとって最もいいのかということで、我々は判断をしております。

何が変わったのかということについてでございますけれども、非常にざっくりとした言い方でございますが、基本的には、最初30分の1でやる、その先に70分の1でやるという考え方は変わっておりません。前はダムを先行してやって、一部河川改修になりますが、30分の1の治水安全度をまず流域全体で確保する、その先さらに70分の1を目指すという、この考え方は変わっておりません。

30分の1のダム先行をなぜ河川改修にするのかということなのですけれども、河口部について、前は街があって橋がたくさんかかっている、堤防は基本的にいじられない。流下能力を広げようすると、河床を全部掘削しなければだめだと、そのためにすごい時間がかかるということがネックとしてあったわけでございます。それならば上流のダムで水位を下げる、そういう考え方で進めてきたわけですが、残念ながら陸前高田市が津波で甚大な被害を受けまして、新たなまちづくりをやりますけれども、橋などがすべて高くなりますので、前と違って堤防をいじることができる。そういうことで、河床を掘り下げるのではなくて堤防を高くすることができるという選択肢が、我々にはできたということでありま

す。そういうことを考えますと、今まで我々はダムの優位性を確信していたのですが、陸前高田市河口部の堤防を改修することができるという選択肢がふえたことで、現時点では、我々としては、同じ30分の1では河川改修のほうが適していると判断せざるを得ない状況になっているということでございます。

一方で、住田町の方々にとっては、何ら変わっていないわけです。7月末の豪雨でも非常に不安な思いをされていますし、平成14年など、本当にヒタヒタになる状況がたびたび起こっています。ですから、治水の必要性は何ら変わってなくて、30分の1程度の安全性の確保はできるだけ早くやりたいという思いは何ら変わっておりません。ただ地元の方々の思い、特に地権者の方々の思い——長年の先祖伝来の土地を売って、田畑を手放して移られた方々の思い、そういうことに対して、我々はこれまで説明をさせていただ

いておりますけれども、改めてそういう地権者の方々あるいは住田町の川のそばに住んでいる方々の不安を解消するよう、引き続き丁寧な説明を重ねながら、できるだけ早く次のステップに進んでいきたいと思っております。

○**工藤勝子委員** それでは、例えば河川改修の計画表——いつからいつまでにどのような工事を進めて、いつ住田町の人たちが安心して暮らせるか、そういう河川改修の計画表をいつごろ出せるのかというところ。そういうものも全然示さないで、河川改修でと言っても納得しない部分はあるだろうと思うのです。県土整備部長ができるだけ早くと言っても、住民にとっての早いという感覚と、県土整備部で考える感覚はずれている部分もあるだろうと思いますので、その辺のところをいつ示せるのかをお聞きしたいと思います。

最後になりますけれども、応急仮設住宅について、今の状況でいけば、災害公営住宅も平成27年度あたりまでずっとかかっているわけで、土台がくいでありますので、今後またいろんな形でひずみが出てくる可能性があると思うのですけれども、この補修にかかる予算計上はどう考えているのかお聞きいたします。

○**志田河川開発課長** 具体的な工事のことにつきましては、県土整備委員会にも示してほしいという要請がございます。河川改修につきましては、測量設計からということになりますけれども、平成26年度から予算化して始めていきたいと思っております。

それから、どこからということになりますが、今回7月末の豪雨で、町道や住田フーズ株式会社のあたり、町営住宅の前など、道路が冠水したところを最優先に工事して、あとは下流から上流へ上がるというのが基本的な考えでございます。そのようなスケジュールにつきましては、1月14日に予定しております大規模事業評価専門委員会で示したいと思っておりますし、住田町とも今後協議を進めていきたいと思っております。

○**澤村建築住宅課総括課長** 応急仮設住宅の、特に木製のくいの耐久の関係で、どれぐらい予算要求をしているのかという御質問でございます。予算につきましては、復興局で予算措置しているものでございますけれども、今年度、修繕費としましては、戸当たり20万円の予算の中で対応してございます。現状、相当数が腐って危ないという状況にはまだなっていないと。床が下がったとか、そういう不具合が生じた段階で、管理センターに連絡いただいて、個々に対応しているという状況でございます。今後の推移を見ながら、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

○**城内愛彦委員** 最初に、大雨洪水被害対応ですけれども、予算的にはどれぐらいを見ているのでしょうか。

○**八重樫河川課総括課長** 予算については、まだ具体的な数字は積み上げてございませんが、先ほど資料で、砂鉄川の災害対策等緊急事業推進費については、今1億円が認められたところがございます。岩崎川については、区間の延伸分を含めて、数十億円の予算規模に拡大が必要と思っております。雫石川については、2億円程度の災害関連費が採択になっているところであります。

○**城内愛彦委員** 河川の災害復旧等の場合、ブロック積みで対応したりするのだと思うの

です。そこでお伺いしたいのですが、沿岸部の被災した防潮堤等をこれから直していく際に、これまでも委員会等でお話があったとおり、今沿岸部では、生コンが不足しているわけです。皆さんが用意ドンで、朝一で、みんな俺のところに持ってこいというような形で集中すると。ところが、生コン業者も24時間稼働することはないのだそうですので、それを考えると、作業の手順もあるわけですから、つくり置き、河川改修のブロックで対応できないものかと思うのですが、今回の復旧、復興工事の中で、そういう工法があるものかどうかを、まず1点お伺いしたいと思います。

○八重樫河川課総括課長 委員のおっしゃるとおり、沿岸の復旧、復興にかかる工事で生コンをたくさん使います。宮古地区においては、仮設プラントの増設を行ったりして、総量的な対策はある程度とっておりますが、使用する時間帯の集中とか、工事車両が非常に多くなってきていまして、渋滞等により到達する時間がおくれるという現象が生じていると承知しております。全般的に不足気味の状況は継続しているということでございまして、県としても、例えば防潮堤の緩傾斜堤を低くするコンクリートを、つくり置きしたブロックにかえて施工することを考えております。具体的には、今、大船渡市盛川の堤防復旧でこれを使っているところでありますし、生コンの不足状況に応じて、随時対応してまいりたいと思っております。

それから、緩傾斜堤ではなく直立堤という、今の宮古市の閉伊川の堤防のようなものがありますが、こちらについても、技術的に可能な工法が出ておりますので、生コンの供給具合や工程の具合を見て、こういった工法にも対応してまいりたいと思っております。具体的には、山田町の漁港では、既にこうした二次製品といいますか、既成のコンクリート製品を使った防潮堤を施工してございます。

○城内愛彦委員 いろんな工法があると思います。私は素人考えなのでよくわからないのですが、一つ心配だったのは、今、山田町のお話がありましたけれども、船越湾で、この部屋ぐらいあるような大きなブロックの塊が、津波でごろんと転んでいました。見たら、隣と隣の継ぎ目に何も入っていなかったもので、被災した船越地区の方々には、手抜き工事ではないかという話をしておったのです。聞けばそういう工法なのだということですが、今回の津波でそういうことがわかっているわけですので、二次製品——既製品のでき上がりのものをつける場合の配慮点が多分あると思うのです。その辺の技術的なことはわからないので、専門的な見地から、使用する際にしっかりとそういう対応をしていただければと思います。

宮古市も被災地エリアが広く、被災地はどこもそうなのですから、おっしゃるとおり道路状況も余りよくありません。プラントから工事現場までおおよそ90分で着かないと、なかなかコンクリートが固まらないというか、固まらないようにするために水をいっぱい入れると今度は壊れやすいということなのだそうですから、そういった距離感も、実際の復旧工事には手かせ足かせになっているようでございます。そういったことも加味しながら、適材適所ということ、ぜひ前向きに検討してほしいと思いますが、その辺はどうな

のでしょうか。

○八重樫河川課総括課長 まず、既成品の力学的な安全性についても、これは当然ながら十分なものとして設計いたします。今発注している工事等につきましては、高さは基本的にはL1対応という、数十年から百年に1度ぐらいの津波に対応する高さですが、今時のような高さのものが超えても壊れないという、今時の津波の高さを外力として設計しております。当然二次製品についても、この条件を満たすようなもので施工するという事で御了承いただきたいと思えます。

それから生コンの遅達といいますか、90分以上かかることが予想される時にも、前もって対策を検討していただいているところでありますので、そのように対応してまいりたいと思えます。

○城内愛彦委員 三陸縦貫道の工事もだんだん始まるということで、生コン業者は、橋をかける際の橋柱などを中心に材料を配るという話をされておりますので、そういったときに、県がこれから発注するであろう工事に対応できるのかというのが、本当に心配なのです。もちろん建設業者の方々には頑張ってもらっているんですけども、そのとおりでんどんおくれていくわけですので、被災地の災害公営住宅を心待ちにしている方々のことを考えると、早くやってほしいと思えます。

前回の県土整備委員会でも、災害公営住宅については鉄筋でという話もありましたし、その中では鉄骨ということもお話させていただきました。いずれ早くする方法をぜひ検討してほしいと思えます。その辺について、県土整備部長からお伺いしたいと思えます。

○佐藤県土整備部長 我々はすべての工事を急がなければならないのですけれども、特に災害公営住宅は、最も急がなければならないという認識を持っています。そういった意味で、先ほどお話をされた構造的な工夫もそうですし、10月末ですか、生コンクリートを優先して供給するという事についても、業界団体等にお願いしております。課題はこれからもさまざまありますけれども、できるだけ早くという思いで、引き続き取り組んでまいります。

先ほど、防潮堤が壊れないということ河川課総括課長が申し上げましたが、簡単には壊れない粘り強い構造だという意味であり、自然災害に対して絶対に安全だというのは難しいということもお伝えしながら、そんなに簡単には壊れないというものをつくっていくようにしております。

○郷右近浩委員長 城内愛彦委員の質疑の途中であります。これからあと3名の方々の質問が予定されております。さらに本日は、決算特別委員会世話人会が12時から予定されておりますので、この際、午後1時まで休憩いたします。皆様方には御了承いただきたいと思えます。

〔休憩〕

〔再開〕

○郷右近浩委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど質疑の途中で休憩に入りましたので、城内愛彦委員よろしく申し上げます。

○**城内愛彦委員** 国道340号の岩泉側の部分について質問をしたいと思います。以前総務委員会で担当しておったのですけれども、岩泉線が廃止になるということで、代替としてJR押角トンネルを国道340号にするという構想があって、県土整備部で担当されるということなののですけれども、今後こういった形で進めていくのかをお伺いしたいと思います。

○**加藤道路建設課総括課長** JR岩泉線の廃線に伴いまして、並行する国道340号の改良について、地域の方々から強く要望をいただいていたところでございます。それで、急いで種々検討を行いまして、JR押角トンネル——現在3キロメートルほどのトンネルでございますけれども、JR東日本から無償で譲渡しますという申し出があったものですから、そのトンネルを拡幅することによって、2車線の道路トンネルにするということが技術的にも可能ですし、コスト的にも有利であるということを確認しまして、現在大規模事業評価専門委員会に、事業化に向けた諮問をしているところでございます。

大規模事業評価専門委員会で妥当であるという旨をお認めいただけるのであれば、来年度から事業化して、取りかかってまいりたいと考えております。

○**佐々木茂光副委員長** 先ほど工藤委員から質疑のあった津付ダムの件について、さっきの説明を聞いていますと、全部河川改修でやる方向で動き出しているように、私はそう言うように感じ取ったわけです。その前にも、住田町なり陸前高田市なりに説明に行かれたということなのですが、それはあくまでも改修をしますという、説明というか報告に行ったのですか。どういう説明をされたのでしょうか。

○**志田河川開発課長** 住田町と陸前高田市の合計3会場で説明してまいりました。その中では、今回中止に至った経緯と、今後どうするかという2点について説明しまして、先ほど県土整備部長からお話がありましたように、河川改修のほうが有利であることから、ダムは中止にせざるを得ないという話と、かわって河川改修はこのようになりますという説明をしてきたところでございます。

○**佐々木茂光副委員長** 地元では到底納得のできる話ではないということは、先ほど工藤委員からもお話があったとおりです。これは大規模事業評価専門委員会にかけるということで、既に評価が進められていると思うのですが、最終的には、県の改修に向けた考え方が、もう既に評価専門委員に伝わっているということですね。ということは、もう既にそういう方向で動き出していると私は思うのですが、その辺はどのようなのですか。評価専門委員が、明らかに別な角度から評価をしてくるのかどうか、その辺はすり合わせされているのかどうかお聞きしたいと思います。

○**志田河川開発課長** 評価については、大規模事業ということで、ダム事業が妥当であるかどうかということが、まずもって一番の論点ということになるろうかと思います。ただ、しからばその代替としてどうするかということで、河川改修はこのようにできますということで説明しておりまして、どちらもあわせた評価ということになるのではないかと考えております。

○佐々木茂光副委員長 長くお話しはしませんけれども、いずれ県の考え方が、今その評価専門委員会に投げかけられた状況にあるわけですか。

○志田河川開発課長 評価の内容につきましては、種々資料を提出して審議いただいております。また先ほど申し上げたとおり、課題が残っておりますので、その課題を御説明し、解決した後の最終的な評価になると思っております。

○佐々木茂光副委員長 陸前高田市がまさに壊滅の状態の中であって、近い将来にはまちづくりが進んでいくわけです。陸前高田市が将来的にどのように変わっていくかということを見据えたときに、現段階の様子を見ただけで、河川改修で本当に進めていくことができるのかと思うのですが、最終的には、気仙川の防潮堤にどういうふうに手をかけて、陸前高田市街に水が入らないような対策を講ずるのか、その辺はもう頭の中にあるのでしょうか。

○志田河川開発課長 陸前高田市の関係につきましては、まず、三陸高潮対策事業で三面張りの堤防がございすけれども、そこについては沈下しておりますので、避難路という形でかさ上げすることで考えております。それから、上流の廻館橋との間につきましては、ちょうど竹駒地区のあたりですが、今現在も堤防はあるのですが低いということで、堤防をかさ上げし、右岸の矢作川合流点あたりには堤防がございせんので、そこには新たに堤防をつくる形で考えております。

それと廻館橋の下がちょっと低いので、床断面が足りないということで、廻館橋の下流を河道掘削しまして、流下能力が出るようにするという計画で考えてございます。

○佐々木茂光副委員長 津付ダムについては、地元理解を求めるような説明会を、引き続き精力的にやっていただきたいと思っております。

住田町の方々は、いずれダムありきでずっと取り組まれてきたわけでありまして、そういった方々にしっかりとわかっていただけるような、そしてまた、最近集中豪雨により時には非常に大きな被害——影響があるので、住田町の方々は今までずっとそれでくぐってきて今もあるわけでありまして、そういったところをしっかりと酌んでいただけるようお願いをするところでもあります。津付ダムについては、引き続きしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

もう一つ、最後になりますけれども、この間——きのう、おとといあたりの新聞に出ていましたが、用地の取得に関し県のほうから提案したことに対して、どのような感想をお持ちでしょうか。

○佐藤県土整備部長 私どもが現場で実際にやって感じることは、現行制度に何か欠陥があるとか、そういうことではないのですが、時間がかかる。国のほうでいろいろ改善措置をしていただいておりますし、我々も片岸海岸で事業認定のモデルをつくって進めている、財産管理人制度も積極的に活用してやっている、あるいは県のオリジナルなものとしても、未相続の権利調整は弁護士会に委託できますので、それを県の予算でやらせていただきますとか、いろいろやっています。それはそれで一定の効果はあるのですが、膨大な権利者

の皆さんの数を考えますと、やはりどうしても時間がかかる。それを突破しようとする
と、用地を取得して工事を進めていくのと補償の話を並行してやっていかないと、スピー
ドが出せないというところが県の思いであります。国は国で、その事情はよく御理解され
ていると思うのですが、やはり憲法問題とか、裁判のリスクというのですか、土地所有者
から何も話を聞いていないのに工事に入って、というリスクを非常に気にされているとい
うことを聞いております。その懸念は懸念としてわかるのですが、やはり今3万5,000人も
の方々が応急仮設住宅等で暮らされていて、基本的にそういう方は、間もなく津波から2
年9カ月になりますけれども、変わってないですね。個人の権利も大事なのですが、
それを盾に現行制度で何とかということでは限界があると感じております。

○佐々木茂光委員 用地取得については、もう既に3年になっているのです。当初から国
待ちでいた結果が、この方法が世の中にも一番わかりやすく、粛々と進められる一つの方
法かと思うのですが、最終的には国が判断と。逆にこういう判断に委ねるよりも、県で何
かできないのかとか、もうこの際だからやってしまうというぐらいの意気込みが欲しいと
思います。もう既に3年の冬を迎えるわけなのです。復興大臣のコメントがちょっと頼り
ないところもあるので、もう少し強い思いを持って、こういうところにぶち当たっていただ
きたいと思います。これは感想です。

私たちは、最終的にはそれに縛られて、縛られて、このコメントの中にも書いているの
ですけれども、そこでない場所を選びなさいというようなことを言っているのです。その
場所を選ぶまでも莫大な時間がかかっているということを、逆にわかっているのではないか
と思うのですけれども、そういうところもしっかりと説明をしながら、何とか早い
時期にぶち抜いていただきたいと思います。

○五日市王委員 平成22年3月に、岩手県防水工事業協同組合から、技能士並びに技能士
の育成に努める県内専門工事業者への具体的施策の実現に関する請願というものが出され
まして、全会一致で採択されております。この対応状況についてお伺いをいたします。

○金田建設技術振興課総括課長 当時の請願の趣旨は、技能士を育成、雇用し、直接その
種の工事に当たることができる能力を有する専門的業者の特性が活かされる仕組みをつく
ってほしいというものでございました。それを踏まえて、県土整備部で所管しております
県営建設工事の入札参加資格の基準を改正いたしまして、登録基幹技能者を雇用している
者については、県独自の加算といたしまして、1人当たり6点加算するという評価をした
ところでございます。

○五日市王委員 対応は、していただいているというお話ではございましたけれども、実
は先般、この組合から、自分たちの具体的な政策提言がなかなか実現されていないとい
うことでお話をいただきました。その辺の認識はどうか、お伺いいたします。

○金田建設技術振興課総括課長 当部にも、ことしもこの組合が要望に参りまして、その
趣旨は伺っております。個別の工事の入札参加資格の条件に、その技能士を雇用している
者というものをに入れてほしいというのがこの要望の趣旨でございます。このことについて

は、所管は入札担当ということで総務部ではございますけれども、その要望を受けまして総務部にも伝えておりますし、これから当部も連携いたしまして、研究をさせていただきたいということでお答えしたところでございます。

○**五日市王委員** そうしますと、平成22年3月に出された請願とは、ちょっと違うニュアンスで、今回また要望されているということのようでございますので、総務部ともかかわることだと思えますが、その願意をきちんと酌みおいていただき、少しでも実現されるようお願いをしたいと思えます。それに対してコメントをいただきたいと思えます。

○**金田建設技術振興課総括課長** 請願の当時、私はちょうど入札課長をしまして、中身も詳しく存じております。当時も制度の中身をいろいろ説明し、直接的に入札条件というのはなかなか難しいというお話はしたのですけれども、いずれ何とかかなえてほしいということ、今回も重ねてお伺いしていますので、すぐこれがいいというのは難しいですけれども、私どもも知恵を出しまして、総務部とも十分協議して、一歩でも何かできることを考えていきたいと思えます。

○**郷右近浩委員長** ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**郷右近浩委員長** なければ、これをもって本日の審査を終わります。県土整備部の皆様は退席されて結構です。どうも御苦労さまでした。

委員の皆様方には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りします。次回1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の調査を行いたいと思えます。調査項目については、復興道路等の概要と進捗状況について及び県管理道路における除雪についてといたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**郷右近浩委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては当職に御一任願います。追って、継続調査と決定いたしました本件については、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。